

## 個人情報取扱特記事項（案）

### （基本事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて個人が識別され、又は識別され得るものを言う。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （守秘義務）

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

### （従事者への周知）

第3 乙は、本業務に従事している者に対して、本業務に従事している期間又は従事しないこととなった以後の期間（退職後も含む。）においても、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務の実施以外の目的のために使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### （適正管理）

第4 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年東村山市条例第16号）の趣旨にのっとり、協定書締結後1年以内に個人情報取扱規程等を作成しなければならない。

2 乙は、前項に基づき作成した個人情報取扱規定等を、甲に提出しなければならない。

3 個人情報取扱規程等には、下記の事項を規定するものとする。

（1）個人情報の不当な収集、改ざん、滅失、毀損及び漏洩の防止を図るために行う措置

（2）個人情報の開示、訂正、消去及び中止請求に応じる手続と対応

（3）外部提供及び目的外利用の禁止

（4）苦情の申出先と処理手続

### （収集の制限）

第5 乙は、本業務を実施するために個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により行わなければならない。

### （目的外利用及び外部提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を、本業務の実施以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を実施するために甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を実施するための個人情報を第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、本業務を実施するために甲から貸与され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等を、指定期間の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の開示等)

第10 乙は、本業務の実施にあたり作成し、又は取得した個人情報であって、乙が保有しているものに対して開示、訂正、消去、目的外利用又は外部提供の中止請求があったときは、個人情報取扱規定等に基づき実施するものとする。

2 乙は、甲から東村山市個人情報保護に関する条例第11条第2項に基づく個人情報の情報提供を求められたときは、これに応じなければならない。この場合の写しの作成及び甲への送付に要する費用は、乙の負担となる。

3 前項の場合において、乙は甲に対し、当該個人情報の開示について意見を述べることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき、速やかに甲に報告し、甲に指示に従うものとする。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。